平成２３年（フ）第７２６号
神戸市北区有野台６丁目21番Ｂ33棟401号、従前の住所神戸市長田区明泉寺町３丁目４番７号
債務者　小泉　償一
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９９号
長崎県雲仙市国見町土黒甲878番地１
債務者　吉岡　國子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第１０１号
長崎県南島原市西有家町長野2400番地
債務者　安達　正士
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第１０２号
長崎県島原市有明町湯江丁1265番地
債務者　野口　和義
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第１０４号
長崎県島原市小山町4771番地76
債務者　吉田　　瞳
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第３３２号
神奈川県横須賀市浦郷町２丁目88番地
債務者　宮野　幸治
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２９号
北海道網走市鱒浦１丁目８番５号
債務者　大橋　孝二
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで　釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２３年（フ）第３０号
北海道網走市鱒浦３丁目13番１号
債務者　関本　眞弓（旧姓大橋）
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで　釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２３年（フ）第４３０号
青森県東津軽郡外ヶ浜町字平舘弥蔵釜77番地18
債務者　小鹿　俊二
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３３号
青森県つがる市木造若宮43番地１　若宮団地１－７号
債務者　天坂　日和
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１３４号
青森県五所川原市字新町34番地　秋元アパート10号
債務者　今　記代子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第２８５２号
愛知県瀬戸市見付町104番地の６
債務者　永田　　薫
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７９１号
名古屋市中村区賑町11番地の３　メゾンノーブル401号
債務者　宇都宮清美
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８２６号
名古屋市千種区新西２丁目２番25号　エンゼル千種205号
債務者　伊藤　義文
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６３６号
愛知県知多郡武豊町字多賀３丁目51番地８
債務者　角藤　明美
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８４３号
名古屋市東区大幸南２丁目２番10―303号　アーバニア大幸南
債務者　反中　啓人
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８８３号
名古屋市北区西味鋺３丁目121番地　白山マンション301号
債務者　黒木あゆみ
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで　名古屋地方裁判所民事第２部